

裁判闘争できりひらいてきた たたかいの到達点 ～労働基本権をめぐる最高裁判決

労働基本権が、生存権を実現し、人間としての尊厳と自由をまもる権利であるからこそ、減俸や訓告などの処分、刑事罰をもおそれず、公務員労働者は、くりかえしストライキでたたかいぬき、

要求を前進させてきました。たたかいのなかでは、ストライキ禁止の違憲性を世に問う裁判闘争もすすめられてきました。

たたかいの高揚のなかで出された画期的な判決

66年10月、最高裁大法廷は、スト処分をめぐる争われていた「全逋東京中郵事件」において、生存権の実現のために、労働基本権はすべての労働者に保障すべきとする判決を出しました。それまでの大法廷の論旨をくつがえす画期的な判決でした。

さらに69年4月、「都教組事件」の判決でも、最高裁は、ストライキへの刑事処罰には違憲のうたがいがあるとして、7名の被告全員を無罪としました。あいついで出された最高裁判決は、公

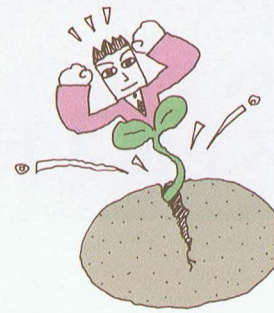
務員労働者の権利回復に画期的な展望をひらくものとなりました。

これらの勝利判決をかちとった背景には、当時の労働運動の大きな盛り上がりがありました。60年代後半のこの時期、官公労働組合は、政府の使用者責任を迫り、全国的な統一行動を配置しながらたたかいを前進させ、それがけん引車となって、労働運動全体が大きな高揚をみせました。労働者の団結した力が、政府・財界を追い込むなかでの勝利判決だったのです。

司法反動のなかで裁判闘争もきびしい局面に

しかし、こうした動きに恐れをいだ

いた政府は、最高裁判事を入れ替え、



政府の意のままになる裁判官を順次任命していきました。その結果、最高裁は74年4月、「全農林警職法事件」において、わずか4年前の都教組判決を全面的にくつがえし、ストライキ禁止を合憲とする判決を出しました。その後も、77年5月の「名古屋中郵事件」など、司法反動がすすむもとで最高裁の不当判決がつづきました。

全逋中郵事件最高裁判決

1966年10月26日に出された最高裁大法廷判決で、「労働基本権保障のねらいは、憲法25条に定める生存権の保障を基本理念とし、勤労者にたいして人間に値する生存を保障すべきものとの見地」にたち、公務員も勤労者である以上、この保障を受けると明言した。そのうえで、これを制約するにあたっては合理性のある必要最小限のもので、国民生活とのかかわりで判断し、制約する場合も、違反に対しての不利益は必要な限度を超えてはならないし、制約に見合う代償措置が必要である、という画期的な判断を示した。

それまでは、53年に国労弘前機関区事件での最高裁判決が、公務員は「全体の奉仕者」であり「公共の福祉」のためには労働基本権の一律無条件禁止は違憲ではないと判断していたが、これを全面的に否定したものである。

都教組動評、仙台安保事件最高裁判決

1969年4月2日に出された最高裁大法廷判決で、上記の判決が現業公務員が対象だったのを、国公、地公の非現業公務員にも拡大し、さらに、争議行為の禁止とあおり行為への処罰規定が、文字どおり一切の争議行為を禁止し、処罰する趣旨と解釈すべきものとすれば、違憲の疑いを免れない、と一歩踏み込んで判断した。

具体的には、違法な争議行為とは、その職務の性質・内容と争議行為の形態から国民生活全体に重大な障害を発生させるものであり、あおり行為も違法な争議行為への違法なあおり行為が処罰の対象になるというもので、「禁止されない争議行為、処罰されないあおり行為」があることを判示した。つまり、現行法の全面一律の争議行為禁止は違憲と判断した。



東京中郵事件勝利判決報告集会(1966年10月26日)